

# 夫の婚姻年齢と出生との關係に就て

兒山千秋

(一)

最近に於ける我が國出生率減退の理由の一として、婚姻年齢の遅れて來たことが擧げられて居る。出生増加の一つの方策として、婚姻年齢を早むるといふことは、最も手近な而も最も自然に出生増加を期待出来る方法であるといふことは今更此處に言ふまでもない所である。昨年決定を見た人口政策確立要綱に於ても出生増加の方策として今後の十年間に婚姻年齢を現在に比し概ね三年早むると共に一夫婦の出生兒數平均五兒に達することを目標として、昭和三十五年内地人口一億實現を期待して居る所である。

此の如く婚姻年齢を早むると出生増加を見るといふことは、常識として當然のことであると考へられる所ではあるが、既に妻の婚姻年齢と出生との關係に就ては幾多の調査資料によりこのことは實證されて居るのである。即ちその一例として人口問題研究所の出生力調査の結果に依れば、

一、妻の婚姻年齢別一夫婦當り出生兒數は、婚姻年齢の高まるに伴ひ次第にその數を減ずる。

一、妻の年齢別出生率は、婚姻年齢が何歳であつたかといふことは妻のこの年齢別出生率に殆ど影響せず大體等しい値をとるのであるが、妻の出生率はその年齢によつて變化し、常識の如く年齢の高まるに伴つ

夫の婚姻年齢と出生との關係に就て

て低減する。

一、一兒も出生せぬ者即ち無子に終る妻の割合は、婚姻年齢が高まる程高

一、婚姻年齢の高い妻程少くとも一回の出生經驗を有しまだ十分妊孕可能期間内に在るにも拘らず出生を止めて了ふ者の割合が高い。

一、無兒の妻、出生を止めて了つた妻を除いて觀察すると妻の年齢別出生率といふものは殆ど一律の値を示す。

以上の如き結果が示されて居るのであるから妻の出生力といふものは、婚姻年齢の高まることによつて阻害せられ、婚姻年齢が若い程出生増加に有利なことは言を要しない所であつて、出生増加は妻の婚姻年齢を早むることによつて期待出来るといふことは、確實に主張され得る所である。

(二)

右の如く、妻の婚姻年齢は出生力に大きな影響をあたへるものであるが、之に反して夫の婚姻年齢は社會的な影響を度外視すれば斯くの如き影響はないといふことも亦理論上からもあらかじめ考へられる所である。併し出生といふものを單に生物學的に婚姻年齢との關係から見る場合に於ても、夫婦の出生力といふものは夫の婚姻年齢には全然無關係に妻の婚姻年齢といふ一方的原因にのみ支配されるとは考へられないのである。

一夫婦當り出生兒數の多少といふことは、夫と妻の兩側よりする原因複合の結果によるのであるから、例へば妻の婚姻年齢が等しい夫婦に在つても夫と妻の婚姻年齢が同じ場合と夫の婚姻年齢が妻のそれよりも數歳高い場合又はその逆に夫の婚姻年齢が妻のそれよりも數歳低い場合に於ては是等三種の夫婦の間の出生力は相等しいとは決斷し得ない。即ち夫の婚姻年齢の相違による妻の出生力に及ぼす影響といふものは何等かの方法によつ

て實證するのてなければ云々するわけには行かないものと考へられるのである。其處で以下に述ぶる所のものは夫の婚姻年齢が妻の出産力に對して如何なる影響を及ぼして居るかの問題である。

(三)

夫の婚姻年齢と出生に關する問題をとらへて、その關係を見やうとするには、種々なる方法がとられるであらうが、夫婦の内で妻の婚姻年齢並に婚姻持續期間を等しくする夫婦を取り出すか又は妊孕期間を經過せる夫婦に就て妻の婚姻年齢を等しくする夫婦を取り出して、夫の婚姻年齢に差同ある爲に出産力に如何なる差同あるかを觀察することもその一つの方法である。この試みの中後者による方法についてはその代表的なものとして既に一九一一年スコットランドの國勢調査に於て調査された家族調査の結果によつて示されて居る。即ち之に依れば、妊孕期間を經過せる夫婦の夫婦當りの平均出生兒數は妻の婚姻年齢を異にするに應じて差異を示し、婚姻年齢の高まるに伴つて減少し、例へば婚姻年齢二十歳の妻に在つては七八六人、同じく二十五歳の妻に在つては五・六六人、同じく三十歳の妻に在つては三・八九人、同じく三十五歳の妻に在つては一・二九人等の如き値を示して居るのであるが、妻の婚姻年齢を同じくする夫婦の夫の婚姻年齢別一夫婦當り平均出生兒數は、夫の婚姻年齢の相違による影響は殆ど示されて居らないのである。例へば妻の婚姻年齢二十歳、二十五歳、三十歳及び三十五歳の夫婦に於ける夫の婚姻年齢別一夫婦當り平均出生兒數は次の如くである。

第一表 スコットランドに於ける妻の婚姻年齢を同じく

する夫婦の夫の婚姻年齢別一夫婦當り平均出生

兒數(一九一一年家族調査)

夫の婚姻年齢	妻の婚姻年齢	婚姻年齢	出生兒數
一五歳	二十歳	三十五歳	一
一六歳	六・〇〇	三十歳	七・〇〇
一七歳	六・四四	二十五歳	五・五七
一八歳	三・五〇	二十歳	一
一九歳	八・四三	二十五歳	一・〇〇〇
二〇歳	八・一〇	三十歳	四・五〇
二一歳	八・一四	二十五歳	四・二四
二二歳	八・一〇	二十歳	四・五二
二三歳	八・〇八	二十五歳	四・五〇
二四歳	八・一七	三十歳	四・四六
二五歳	八・〇一	二十五歳	四・一〇
二六歳	七・七〇	二十歳	四・〇一
二七歳	七・七六	二十五歳	四・〇一
二八歳	七・八三	三十歳	四・〇〇
二九歳	七・八四	二十五歳	四・〇三
三〇歳	七・二四	二十歳	三・七七
三一歳	七・三四	二十五歳	三・七三
三二歳	六・八九	三十歳	三・六八
三三歳	六・九五	二十五歳	三・九七
三四歳	七・三一	二十歳	四・〇二
三五歳	六・九〇	二十五歳	四・二一
三六歳	六・七九	三十歳	三八七
三七歳	六・八四	二十五歳	三四七
三八歳	七・〇〇	二十歳	三・九三
三九歳	七・三六	二十五歳	四・〇五
四〇歳	六・九七	三十歳	三・六八
六一歳	六・四七	二十五歳	三・六九
六二歳	六・四七	二十歳	三・六六
六三歳	六・四七	二十五歳	三・二五
六四歳	六・四七	三十歳	二・四二
六五歳	六・四七	二十五歳	二・四二
六六歳	六・四七	二十歳	二・四二
六七歳	六・四七	二十五歳	二・四二
六八歳	六・四七	三十歳	二・四二
六九歳	六・四七	二十五歳	二・四二
七〇歳	六・四七	二十歳	二・四二
七一歳	六・四七	二十五歳	二・四二
七二歳	六・四七	三十歳	二・四二
七三歳	六・四七	二十五歳	二・四二
七四歳	六・四七	二十歳	二・四二
七五歳	六・四七	二十五歳	二・四二
七六歳	六・四七	三十歳	二・四二
七七歳	六・四七	二十五歳	二・四二
七八歳	六・四七	二十歳	二・四二
七九歳	六・四七	二十五歳	二・四二
八〇歳	六・四七	三十歳	二・四二
八一歳	六・四七	二十五歳	二・四二
八二歳	六・四七	二十歳	二・四二
八三歳	六・四七	二十五歳	二・四二
八四歳	六・四七	三十歳	二・四二
八五歳	六・四七	二十五歳	二・四二
八六歳	六・四七	二十歳	二・四二
八七歳	六・四七	二十五歳	二・四二
八八歳	六・四七	三十歳	二・四二
八九歳	六・四七	二十五歳	二・四二
九〇歳	六・四七	二十歳	二・四二
九一歳	六・四七	二十五歳	二・四二
九二歳	六・四七	三十歳	二・四二
九三歳	六・四七	二十五歳	二・四二
九四歳	六・四七	二十歳	二・四二
九五歳	六・四七	二十五歳	二・四二
九六歳	六・四七	三十歳	二・四二
九七歳	六・四七	二十五歳	二・四二
九八歳	六・四七	二十歳	二・四二
九九歳	六・四七	二十五歳	二・四二
一〇〇歳	六・四七	三十歳	二・四二

四二歳	七・六七	四・八一	三・六五	二・三九
四三歳	五・五〇	四・一四	三・九一	二・三三
四四歳	四・〇〇	四・七一	三・四九	二・三三
四五歳	二・六七	四・九七	三・五七	二・二一
四六歳	八・四〇	四・七五	三・二七	一・八四
四七歳	八・五〇	五・〇〇	二・九二	三・〇五
四八歳	七・五〇	五・〇〇	二・九〇	二・六五
四九歳	二・三三	五・四〇	二・九三	二・四七
五〇歳	七・〇〇	五・四〇	三・〇〇	一・九〇
五一歳	—	二・四〇	三・七一	一・三六
五二歳	八・〇〇	五・〇〇	三・〇〇	一・六七
五三歳	五・〇〇	四・二五	五・二五	一・三八
五四歳	—	三・〇〇	一・五〇	一・六七
五五歳	—	四・〇〇	二・七五	一・三五
五六歳	六・〇〇	二・〇〇	一・五〇	二・一三
五七歳	—	—	五・〇〇	二・〇〇
五八歳	—	四・〇〇	三・五〇	一・五〇
五九歳	—	—	三・五〇	一・〇〇
六〇歳	四・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	一・四〇

するならば平均一兒の出生兒が減少する事になり、之に反して夫がその婚姻を三十年乃至四十年延期する事によつて、はじめて妻と同一程度の減少を示すこととなるといふて居る。

(四)

我國に於ける夫の婚姻年齢と出生との關係に就て、スコットランドの家族調査に於けると全く同じ方法により、人口問題研究所に於て昭和十五年一月現在にて調査した出産力調査結果により妊娠期間を經過せる夫婦に就て、妻の婚姻年齢を同じくする夫婦の夫の婚姻年齢別一夫婦當り平均出生兒數を觀察すれば次の如き結果を示し、スコットランドの家族調査結果に於けると全く同様出産力に及ぼす夫の婚姻年齢の影響は殆んど見られず、僅かに夫の婚姻年齢が高まるに従つて減少するの傾向が見られるのみである。例へば婚姻年齢十六歳の妻の夫の婚姻年齢別一夫婦當り平均出生兒數は、夫の婚姻年齢が何歳であつたかといふことには關係なく大體六兒前後の値を示し、同じく婚姻年齢二十一歳の妻のそれは大體五兒前後、同じく婚姻年齢二十四歳の妻のそれは大體四兒前後、同じく婚姻年齢二十八歳の妻のそれは大體三兒前後、同じく婚姻年齢三十二歳の妻のそれは大體二兒前後の値を示して居る。但し夫妻婚姻年齢差が大なる場合は觀察數が少くなるので、僅の例外は存在する。

第二表 夫妻の婚姻年齢組合せより見たる一夫婦當り平均出生兒數 (人口問題研究所出産力調査)

夫の婚姻年齢	一五歳	一六歳	一七歳	一八歳	一九歳	二〇歳	二三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳
妻の婚姻年齢	一五歳	一六歳	一七歳	一八歳	一九歳	二〇歳	二三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳
出生兒數	七・七一	七・三三	七・〇〇	六・〇〇	八・〇〇	四・〇〇	二・〇〇	六・〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
夫の婚姻年齢	一六歳	一七歳	一八歳	一九歳	二〇歳	二三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳
妻の婚姻年齢	一六歳	一七歳	一八歳	一九歳	二〇歳	二三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳
出生兒數	六・〇七	六・二八	六・三四	五・五〇	五・八〇	九・〇〇	五・三三	五・〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
夫の婚姻年齢	一七歳	一八歳	一九歳	二〇歳	二三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳
妻の婚姻年齢	一七歳	一八歳	一九歳	二〇歳	二三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳
出生兒數	五・五九	六・一〇	六・一五	五・九七	五・九七	六・三四	五・三三	六・〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
夫の婚姻年齢	一八歳	一九歳	二〇歳	二三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳
妻の婚姻年齢	一八歳	一九歳	二〇歳	二三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳	三歳
出生兒數	五・九八	五・九二	六・三七	五・九八	六・三三	六・三三	六・三四	四・五〇	五・五〇	七・〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—

夫の婚姻年齢と出生との關係に就て



齡の高まるに伴ひ次第に其の數を減じて居る。

(五)

右に述べたる如く婚姻年齢の高まるに従つて一夫婦當り平均出生兒數の減少する割合は、妻の婚姻年齢を同じくし夫の婚姻年齢が高まる場合には殆ど問題とするほどの減少を示さず、夫の婚姻年齢を同じくし妻の婚姻年齢が高まる場合には著しく減少して居る。従つて一夫婦當りの出生兒數の大小は、夫の婚姻年齢よりも、妻の婚姻年齢により強く支配されるといふ結果になるのであるから、妻の婚姻年齢のみが夫婦の出生力に對して決定的要因をなして居り、出生増加の方策として婚姻年齢を早むる必要性は妻の側に大いに主張される所であつて、夫の側にはその必要殆どなきものやうであるが、併し單にこの結果から夫の婚姻年齢が夫婦の出生力に對して全く重要性がないといふ結論は下し得ない。事實は之に反して居るのである。普通夫の婚姻年齢も亦妻の婚姻年齢に對して決定的である。男子の大多數が婚姻年齢を延期するに於ては、それに對應する丈け女子も亦婚姻年齢を延期しなければならぬ事になるのである。我が國に於ける夫妻の婚姻年の差は統計の示す所に依れば、婚姻年齢が何歳であるかといふことには殆ど無關係に平均四歳乃至五歳である。故に妻の年齢別出生率が年齢の高まるに従つて低下するの狀態が、夫の年齢別出生率に妻のそれとは四歳乃至五歳のずれ方によつて略、合致して年齢の高まるに伴つて低下して見られるといふ結果になるのである。夫の出生力といふものには婚姻年齢によつて影響されることが殆どないので男子の側で婚姻年齢を少々延期する事は、それ自身、出生力に大した影響がないのであるが、それに伴つて女子が婚姻年齢を延期しなければならぬ事になるから、その延期する年數は極く短かくとも、出生力に大なる影響を及ぼすのである。即ち夫の婚

夫の婚姻年齢と出生との關係に就て

姻年齢も亦出生力に大なる影響があるといはねばならない。妻の婚姻年齢は夫婦の出生力に對して生物學的に決定的の影響を及ぼし、夫の婚姻年齢は夫婦の出生力に對して社會的に影響を與へるものである。以上の事實から出生増加の方策によつて婚姻年齢を早めることが極めて肝要であると云ふことは妻のみならず、夫の側にも當然主張出来るのである。(終)

上州沼田藩人口政策史料

達書

(埋め草)

朝廷御維新の折柄に當り、我等不肖藩任の重きを辱なうし、日夜恐懼にたへざる處、幸に管轄する處盡く舊來の封土にして、何れも累世の恩義を相荷なふ。是我等數々思ふ所なり何れも朝廷御布告の儀を奉體し、上下相話して力を職業に盡し、厚聖主の御仁慈を仰戴すべし。隨つて小兒養育の儀は、吾先代獻良院殿初而就行してより以來相繼ぐ所の舊政にして、今猶厚を加ふべき處なれば、重て其教令を示さしむ。何れも厚く相心得合、先代の遺教に基き、永く此地の美俗をかし、戸口繁衍の道を弘むべきもの也。

小兒養育費加金上納帳

それつらく思ふに、有情の六道四生に輪廻して人界に生をうるもの、寔に龜の浮木の縁逢ふが如し、然るに此邊のあしき風俗にて、無慚放逸成ものは出生の子を産所に於て押殺し、或は墮胎の法をなして失ふもの多し。たま／＼人體を受けて生れぬるを、情なくも失ふ事鳥類にも劣れるべし、嗚呼鳥獸すらそれ／＼に子を育ふ道を知る。況や萬物の精靈たる人間として此心なきは人面獸心歎鋪ならずや。然るに退て其根元を按ずるに、偏に貧きより成るものとす。

是において有位の同志と俱に、小兒養育の資財を調へ、疾應に納置、其利倍を以て赤子養育の輩へ申下し、この風俗を變せん事を願ふ。各仁慈の志を發し、僧に俗財を投て此供業を成就せば、歳々早く死を遁れ生を得るもの幾人ぞや。

一人死を救ふ事すら功德廣大、況や永年生を完うするもの計難し。然則喜捨の資財は少しにして、生れる所の功德萬劫にして廣からん。

文化十一年戌年季春吉旦

(社會連帶より)